

役員及び評議員の報酬ならびに費用に関する規程

平成 28 年 11 月 24 日

規 程 第 8 号

(目 的)

第1条 この規定は、公益財団法人草の根事業育成財団(以下、「本財団」という。)定款第 16 条及び第 31 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等ならびに費用に関する必要事項を定めることを目的とし、あわせて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成 18 年法律第 48 号)ならびに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)の規定に照らし、妥当性と透明性を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定においては、次の各号に掲げる用語の意義を当該各号に定めるものとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分される。
- (5) 費用とは、職務の遂行によって発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料、会議費などの経費であって、報酬等とは明確に区分される。

(報酬等の支払)

第3条 本財団は、役員等の職務執行の対価として次の各号に定める報酬を支払うことができる。

- (1) 理事会及び定時評議員会ならびに臨時評議員会での審議、決議にかかわる職務執行について出席のつど 5,157 円。
- (2) 事業の実行のために設置された委員会あるいは報告会等での審議、決議または討議にかかわる職務執行について出席のつど 15,473 円。準備のために要した労力に対する対価は別に支払わない。また、月額 10 万円を上限とする。
- (3) その他、代表理事が理事会の承認を得て決した役員等の職務執行の対価。
2 役員等には、役員賞与を支払わない。
3 報酬の支払いは、(1).(2)にあつては会議当日に現金での支払いを原則とし、これが出来ない時は口座振り込みとする。

(費 用)

第4条 本財団は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用について、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを必要とするものについては前払いする。

- 2.第 3 条(1).(2).(3)における交通費は、都内の場合一律 2,000 円とし第 3 条 3 に準じて支払うこととする。

(公 表)

第5条 本財団は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準としてホームページ上の諸規定欄に公表するものとする。

(改 正)

第6条 この規定の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補 則)

第7条 この規定の実施に関する事項と事務処理については、代表理事が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規定は、平成25年5月16日規程第4号を改廃して平成28年6月1日から施行し、平成28年2月1日から適用された規程第8号を改定する。

(平成28年5月14日理事会議決)

(平成28年5月30日評議員会議決)

(平成28年9月15日理事会議決)

(平成28年11月23日評議員会議決)